1 事業者の名称、代表者の氏名及び所在地

名 称:トッパン・フォームズ株式会社

代表者:代表取締役社長 秋山 正法

所在地:東京都港区東新橋一丁目7番3号

2 対象事業の名称及び種類

名 称:(仮称)トッパン・フォームズ株式会社 八王子工場建設事業

種 類:工場の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は東京都八王子市戸吹町の戸吹北地区土地区画整理事業区域(以下「土地区画 整理事業区域」という。)内に、工場を建設するものである。

対象事業の内容の概略を表1に示す。

表 1 対象事業の内容の概略

	ス・ //
項 目	内容
計 画 地	東京都八王子市戸吹町270番 他
用途地域	市街化区域 準工業地域
敷 地 面 積	約40,000m ²
建築面積	約17,200m²
延床面積	約67,500m²
建築物の概要	(工場棟)地上4階建て鉄筋コンクリート造(管理厚生棟)地上6階建て鉄骨造一部鉄筋コンクリート造他警備所、危険物貯蔵所、駐車設備、駐輪場、組合事務所等特高変電設備
主要用途	工場
工場稼働状況	稼働日数 360日 2 交替勤務 1 直稼働 9:00 ~ 18:00 2 直稼働 20:00 ~ 翌 5:00
駐 車 台 数	約250台
工事予定期間	工場建設期間:平成21年10月 ~ 平成22年12月
供用開始予定	平成23年 1 月

4 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は図1に示す手順に従い、対象事業の内容をもとに環境に影響を及 ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況等を勘案して環境影響評価項目を選 定した。

選定した項目は表 2 に示すとおり、大気汚染、悪臭、騒音・振動、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガスの 7 項目である。

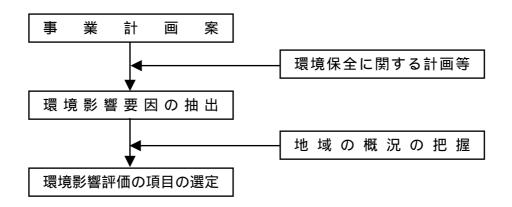


図1 環境影響評価項目の選定手順

表 2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

区分	工事の施行中		工事の完了後		
環境影響要因環境影響評価の項目	工事用車両の走行	建設廃棄物等の発生	建物の存在	工場の稼働	関連車両の走行
大気汚染					
悪臭					
騒音・振動					
水質汚濁					
土壌汚染					
地盤					
地形・地質					
水循環					
生物・生態系					
日影					
電波障害					
風環境					
景観					
史跡・文化財					
自然との触れ合い活動の場					
廃棄物					
温室効果ガス	3 <i>t</i> = 1				

注 1) 印は、環境影響評価を行う項目を示す。 注 2)工事の完了後の搬入出車両及び通勤車両を総称して、「関連車両」(以下、同じ)とした。

5 選定した項目及びその理由

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、電波障害、景観、廃棄物、温室効果 ガスの7項目であり、選定した理由は表3(1)、(2)に示すとおりである。

表 3 (1) 選定した項目及びその理由

項目	選定した理由
大気汚染	本事業の実施に伴い大気環境に影響を及ぼすおそれのある要因として、工事の施行中の工事用車両の走行及び工事の完了後の関連車両の走行による排出ガスの発生が考えられる。予測・評価物質は、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)とする。なお、二酸化硫黄、一酸化炭素については、本事業に関連する車両の走行に伴い計画地周辺の大気環境を大きく変化させるものではないことから、予測項目として選定しない。なお、工事の施行中における建設機械の稼働及び工事の完了後の工場の稼働による影響については、以下の理由から予測・評価の対象として選定しない。 ・工事の施行中の建設機械の稼働 計画地は民間のグラウンド跡地であり、現在、土地区画整理事業の実施に伴い造成・整地等の基盤整備が行われている。本事業は基盤整備が終了した土地に工場を建設するもので、一般的な建築工事が主体であり、建設機械の稼働台数はピークとなる躯体工事の時期でも6台程度である。また、最寄りの住居等までは直線距離で100m以上離れていることから、予測対象としない。 ・工事の完了後の工場の稼働 本施設では著しい大気汚染物質の排出を伴う設備やVOCを排出する設備の設置を行わないことから、予測対象としない。
悪臭	本事業の実施に伴い悪臭に影響を及ぼすおそれのある要因として、工事の完了後における工場の稼働による臭気(厨房に設置する生ごみ処理機からのものも含む)の発生が考えられる。 なお、工事の施行中における影響は、工事内容が一般的な建築工事であり、著しい悪臭を発生させる要因はないことから、予測対象としない。

表 3 (2) 選定した項目及びその理由

項目	選定した理由
騒音・振動	本事業の実施に伴い騒音・振動に影響を及ぼすおそれのある要因として、工事の施行中の工事用車両の走行及び工事の完了後の関連車両の走行による騒音・振動の発生、並びに工事の完了後における工場の稼働(送風機等の設備機器の稼働)による騒音が考えられ、これらを予測・評価対象として選定する。なお、工事の施行中における建設機械の稼働による騒音・振動及び工事の完了後の工場の稼働による振動については、以下の理由から予測対象としない。 ・工事の施行中の建設機械の稼働 一般的な建築工事が主体であり、建設機械の稼働台数は、ピークとなる躯体工事の時期でも6台程度である。また、最寄りの住居等までは直線距離で100m以上離れていることから、予測対象としない。 ・工事の完了後の工場の稼働 本施設では振動の発生源としては送風機等の設備機器が主体であり、著しい振動を発生する設備の設置を行わない。また、最寄りの住居等までは直線距離で100m以上離れていることから、予測対象としない。
電 波 障 害	本事業の実施に伴いテレビ電波の受信障害が生じる要因として、 工事の完了後の計画建築物によるテレビ電波の遮へい障害及び反 射障害が考えられる。
景 観	本事業の実施に伴い景観に影響を及ぼすおそれのある要因として、工事の完了後の計画建築物による主要な景観構成要素の改変及びその改変による地域景観の特性の変化、代表的な眺望地点からの眺望の変化が考えられる。
廃棄物	本事業の実施に伴い廃棄物に影響を及ぼすおそれのある要因として、工事の施行中における建設発生土及び建設廃棄物の発生が考えられる。また、工事の完了後の工場の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられる。
温室効果ガス	本事業の実施に伴い温室効果ガスに影響を及ぼすおそれのある 要因として、工事の完了後の工場の稼働に伴うエネルギーの使用が 考えられる。

6 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目は、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の 10 項目であり、選定しなかった理由は表 4 (1)、(2)に示すとおりである。

表4(1) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
水 質 汚 濁	本事業は、基盤整備が終了した土地に工場を建設するものであり、大規模な地下掘削を伴う工事は行わない。なお、工事に伴う雨水排水等は、沈砂地等により適切に処理を行った後、公共下水道に放流する。また、工事の完了後に発生する排水については、生産工程からの排水の発生は基本的になく、生活排水等は公共下水道に放流する計画である。したがって、予測対象としない。
土壤汚染	計画地は山林であったところを造成し、民間グラウンドとして、これまで利用されていた土地である。土地の履歴から計画地の土壌汚染の可能性は少ないと判断されるため、予測対象としない。また、工事の完了後の工場の稼働に伴う影響については、製版工程の中で現像・定着廃液が発生(平均1,700kg/月程度)すると予想されるが、これらはすべて回収タンクにて貯蔵し、回収施設については、地下水・土壌への影響がないようコンクリート敷きの防水仕様として防液堤を設け、万一の場合でも漏洩防止のための適切な配慮を行う計画である。また、これらの廃液は回収業者の施設で適切に処理する計画である。したがって、予測対象としない。
地 盤 地形・地質 水 循 環	計画地は丘陵地に位置しており、民間のグラウンド跡地となっている。本事業は、造成・整地等の基盤整備が終了した土地に工場を建設するものであり、大規模な地下掘削を伴う工事は行わない。また、工事の完了後については、本事業では地下水の採取はなく、また、敷地周辺への緑化、雨水浸透桝、歩道や客用・従業員用駐車場の透水性を考慮した仕上げなど、雨水浸透にも配慮した計画とする。したがって、予測対象としない。

表 4(2) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
生物・生態系	本事業は、土地区画整理事業に伴い基盤整備が終了した土地に工場を建設するものである。 土地区画整理事業の実施にあたっては、自然環境調査や、緑地等の保全対策、工事の施行中及び工事の完了後における環境配慮等について、関係機関との協議が行われている。また、注目すべき種及び猛禽類については工事中と施設の供用後にモニタリング調査が計画されている。さらに、本施設の計画や工事にあたっても、土地区画整理事業における環境配慮等の内容を踏まえて周辺環境に配慮した計画とすることとしている。したがって、予測対象としない。
日影	計画建築物の高さは最高で 30m程度であり、また、計画地の北側 は樹林地で住居等は存在しないことから予測対象としない。
風環境	計画建築物の高さは最高で 30m程度であり、最寄りの住居等までは 100m以上離れていることから予測対象としない。
史跡・文化財	計画地は丘陵地に造成された民間グラウンドの跡地となっており、周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないことから予測対象としない。なお、工事の施行中に埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法に基づき適切な対応を行う。
自然との触れ 合い活動の場	計画地は民間グラウンド跡地となっており、また、周辺にも自然と触れ合い活動の場及び活動はないことから予測対象としない。